

関川流域委員会における公開について

1. 委員会は原則的には公開とする。
2. 委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。
また、一般の方には高田河川国道事務所 HP 等を活用して事前案内をする。
3. 委員会資料は報道関係者及び一般の傍聴者に配布する。
4. 撮影（テレビカメラ・スチールカメラ）は議事に入ってからのご遠慮いただく。
5. 内容によっては非公開とする。（プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない議題が予想される場合）。決定はその都度委員会が決める。
6. 委員会での発言は委員と事務局のみとする。
7. 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般の傍聴人とする。
 - ① 会場の都合により事前に人数制限を告知する。
 - ② 傍聴にあたっては、会議の運営を速やかに行うため委員長の指示に従うこととする。
8. 記者会見は報道関係からの要望があった場合、委員長が実施する。
9. 委員会での発言について委員名及び個人名をあげて報道しないこととする。
10. 議事要旨は各委員に確認していただいた上で高田河川国道事務所 HP 等で公開する。